事業主の皆さまへ

茨城県と 県内すべての市町村から 重要なお知らせです!

平成27年度から

原則すべての事業主の

皆さまに従業員の個人住民税を

特別徴収(給与天引き)していただきます。



事業主 (給与支払者) が所得税の源泉徴収と同じように、従業員(納税義務者) に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を差し引きし (給与天引きし)、納入する制度です。

地方税法及び市町村条例の規定により、所得税を源泉徴収する義務のある事業主(給与支払者)は、アルバイト等を含むすべての従業員から個人住民税を特別徴収することが義務づけられております(地方税法第321条の4)ので、ご理解・ご協力をお願いします。

お問い合わせ先

各市町村住民税担当課、各県税事務所課税第一課 または 県担当課: 市町村課 税 政 担 当(029-301-2481)

税 務 課 徴収強化対策室(029-301-2446)

試 課 担 当(029-301-2424)



特別徴収の事務の流れ



4 特別徴収税額通知 (5月31日まで)

5 **給与から天引き** (6月分から翌年5月分まで)



(給与支払者)

分 特別徴収税額通知

(5月31日まで)

給与支払報告書の提出

(1月31日まで)



6 税額の納入 (翌月 10 日まで)

市町村

2 税額の計算

従業員

(納税義務者)

個人住民税 特別徴収 (Q)&(A)

- ② 今まで特別徴収をしていなかったのに、 なぜ今になって特別徴収をしないといけないのですか?
- A 今までも、原則として所得税を源泉徴収している事業主は、個人住民税の特別徴収をしなければならないこととされていましたが、徹底されていない実態があったのも事実です。このため、茨城県では、納税者間の公平性、納税者の利便性等の確保を図るため、すべての市町村で、平成27年度から、特別徴収実施を徹底する取組を行うこととしましたので、ご理解・ご協力をお願いします。
- Q 特別徴収をすることで、どういうメリットがあるのですか?
- A 従業員が住民税を納めるために金融機関や市町村役場などの窓口へ出向く必要がなくなります。また、 普通徴収(従業員の方が金融機関や市役所などの納付場所で納める方法)は年4回払いですが、特別徴収 では12か月に分割して毎月の給与から天引きされますので、従業員(納税義務者)の1回あたりの 納付額は少なくて済みます。
- 特別徴収は手間がかかりそう。 従業員も少なく、対応する余裕がないのですが…
- 個人住民税の税額計算は市町村が行いますので、所得税のように、税額を計算したり年末調整をしたりするような手間が事業主にはかかりません。
 また、従業員が常時10人未満の事業所の場合は、市町村に申請し承認を受けることにより、年12回の納期を年2回にする制度(「納期の特例」)を利用できます。
- (特別徴収を始めるには、どのような手続きをすればいいのですか?
- 例年どおり1月末までに「給与支払報告書」を御提出いただければ、特に手続きを行わなくても、自動で 特別徴収に切り替わります。(詳しくは、各市町村の住民税担当課に御確認ください。)